

奈良県工業振興センター研究費の不正防止対策に関する実施マニュアル

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 責任体制（第3条～第6条）
- 第3章 不正防止計画等（第7条～第9条）
- 第4章 通報等の受付（第10条～第15条）
- 第5章 通報等に係る調査等（第16条～第31条）
- 第6章 雑則（第32条・第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 このマニュアルは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）等に基づき、奈良県工業振興センター（以下「センター」という。）における研究費の適正な運営及び管理に関し必要な事項を定め、不正を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 このマニュアルにおいて、「研究費」とは、公的機関からの補助金及び委託費等の競争的資金、県単独事業、共同・受託研究費等を財源として、センターが管理する全ての研究資金をいう。

- 2 「職員等」とは、センターの施設又は設備を利用して研究に携わるセンターの職員又は研究支援に従事するセンターの職員をいう。
- 3 「不正」とは、故意又は重大な過失により、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他の関係法令、諸規程、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の規則等に違反して、研究費を使用することをいう。
- 4 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、センターが職員等に対し、自身を取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育をいう。
- 5 「研究科等」とは、環境・機能材料グループ、機械・電気・情報グループ、バイオ・食品グループ、繊維・毛皮革グループ及び研究総務室をいう。
- 6 「統括等」とは、前項に定める組織の長をいう。

第2章 責任体制

（最高管理責任者）

第3条 センターに、研究費の運営及び管理に関する業務を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、所長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、不正防止対策を実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者、第5条に定めるコンプライアンス推進責任者及び第5条の2に定めるコンプライアンス推進副責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 センターに、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、次長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究科等における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究総務室長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 不正防止対策の実施及び実施状況の確認

(2) 不正の防止を図るための職員等に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督

(3) 職員等の適切な研究費の管理及び執行等の実施に関するモニタリング並びに必要な応じて行う改善指導

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条の2 研究科等に、コンプライアンス推進責任者を補佐する者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、統括等をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス推進責任者が必要と認めたときは、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

3 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、研究費の不正防止に関する業務を行う。

(職員等の責務)

第6条 職員等は、センターが定める行動規範の下、高い倫理性を保持し、不正を行ってはならない。

2 職員等は、このマニュアル並びにこのマニュアルに基づくコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者の指示に従わなければならない。

3 研究費の運営及び管理に関わる職員等は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

4 研究費の運営及び管理に関わる職員等は、次に掲げる事項について誓約書を提出しなければならない。

(1) センターの規約を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規約に違反して、不正を行った場合は、センターや資金配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

(4) その他最高管理責任者が必要と認めること。

5 職員等は、第17条から第26条までに定める調査等に協力しなければならない。

第3章 不正防止計画等

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な不正防止計画を策定し、その不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正防止計画の実施)

第8条 統括管理責任者は、センター全体の観点から不正防止計画の実施に努めるものとする。

(不正防止計画の実施状況の報告等)

第9条 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況について検証するとともに、定期的に最高管理責任者へ報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告の結果、必要と認めるときは、統括管理責任者に改善を命じるものとする。

3 統括管理責任者は、前項の改善を命じられたときは、自らもしくは統括等に命じ、改善

の措置を講じるとともに、その内容及び結果について最高管理責任者に報告するものとする。

- 4 統括等は、前項の改善を命ぜられたときは、速やかに改善の措置を講じるとともに、その内容および結果について統括管理責任者に報告するものとする。

第4章 通報等の受付

(相談窓口)

第10条 センターにおける研究費の事務処理手続き及び使用ルールに関する相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を研究総務室に置く。

(通報窓口)

第11条 センターにおける不正に関する通報（以下「通報」という。）及び通報に関する相談（通報にまで至らない段階の相談をいう。以下同じ。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を研究総務室に置く。

(通報処理体制等の周知)

第12条 統括管理責任者は、相談窓口及び通報窓口の連絡先等、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項をセンターの職員等に周知するとともにこれらをセンター内外に公表する。

(通報の方法)

第13条 通報は、書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。以下同じ。）を通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 通報は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 不正を行ったとする職員等の氏名又は研究科等の名称
- (2) 不正の具体的内容
- (3) 不正とする合理的理由

- 3 通報窓口において通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨について当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

- 4 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、通報の対象にセンター以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の通報窓口へ当該通報を通知又は回付する。

- 5 統括管理責任者は、第2項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名による通報があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。

- 6 統括管理責任者は、報道及び会計検査院等の外部機関から不正が指摘された場合、顕名による通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

(通報に関する相談の方法)

第14条 通報に関する相談は、書面を通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 通報窓口において前項の相談を受け付けた場合で必要と認めるときは、相談者に対して通報の意思を確認し、又は通報に準じて取り扱うことができるものとする。

(通報窓口の担当者の義務)

第15条 通報窓口の担当者は、通報を受け付ける場合、通報者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

- 2 通報窓口の担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 前項の規定は、職員が通報窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

第5章 通報等に係る調査等

(通報に係る事案の調査)

第16条 統括管理責任者は、第13条第3項の報告を受けたとき（同条第5項の規定により通報に準じて取り扱うこととされたものは、統括管理責任者が必要と認めるとき。）は、コンプライアンス推進責任者に同条第2項各号に掲げる事項を通知する。

（予備調査）

第17条 コンプライアンス推進責任者は、前条の通知に基づき、通報の受付から14日以内に、予備調査を行い、次に掲げる調査結果を統括管理責任者に報告しなければならない。

- （1）不正が行われた可能性及びその合理的理由
- （2）次条の規定による調査の要否
- （3）第19条の規定による措置の必要性
- （4）不正が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意に基づくものである可能性
- （5）その他統括管理責任者が必要と認める事項

2 コンプライアンス推進責任者は、前項の予備調査の実施に関し、通報の対象である職員等（以下「被通報者」という。）その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

3 前項の協力を求められた被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

（本調査）

第18条 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者からの予備調査の結果に基づき、通報の受付から25日以内に、通報がなされた事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを決定する。

2 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかにその旨を通報者及び被通報者に通知する。

3 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。この場合において、統括管理責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関及び通報者の求めに応じ開示する。

4 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果、通報が悪意に基づくものであると判断した場合は、コンプライアンス推進責任者（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長）にその旨を通知する。

5 第3項の通知を受けた通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

6 前項の異議申立てがあった場合、統括管理責任者は、必要に応じて前条の予備調査について、コンプライアンス推進責任者に再調査を求めることができる。

7 統括管理責任者は、本調査をすべきか否かを決定したときは、速やかにその旨及び予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

8 統括管理責任者は、本調査の実施について、当該通報に係る事案が資金配分機関からの資金を受けて行われたもの（以下「資金配分機関案件」という。）であるときは、通報の受付から30日以内に、当該資金配分機関に通知を行う。

（調査中における一時的措置）

第19条 最高管理責任者は、必要に応じて、本調査に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

（調査委員会）

第20条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに研究費不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の調査事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）不正の有無及び不正の内容
- （2）関与した者及びその関与の程度

- (3) 不正使用の相当額
- (4) その他統括管理責任者が必要と認める事項
- 3 調査委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、被通報者の所属する研究科等のコンプライアンス推進副責任者、最高管理責任者が指名する外部有識者（弁護士、公認会計士等）、その他統括管理責任者が必要と認める者から構成するものとする。

4 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員会の委員となることができない。

- (1) 通報者
 - (2) 被通報者
 - (3) 通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者
- 5 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

(調査委員の通知及び異議申立て)

第21条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 2 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から7日以内に、調査委員会委員について異議申立てをすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、統括管理責任者はその内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査方法及び権限)

第22条 本調査は、研究費の支払関係書類等の書面調査及び関係者のヒアリングにより行う。

- 2 調査委員会は、資金配分機関案件について、あらかじめ、調査方針、調査対象及び方法等について、資金配分機関に報告し、これを協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 4 被通報者は、前項の弁明の機会において、通報の内容を否認するときは、調査対象の研究費が適正に使用されたことを客観的に示す説明を行わなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 6 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 7 調査委員会は、本調査の実施において必要と認めるときは、被通報者の他の研究費を調査の対象とすることができる。
- 8 調査委員会は、本調査の実施に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
- 9 調査委員会は、資金配分機関案件について、資金配分機関の求めに応じて、本調査の終了前であっても、資金配分機関に本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を行う。
- 10 調査委員会は、資金配分機関の求めに応じて、本調査の対象事案に係る資料の提出及び閲覧並びに現地調査に応じなければならない。ただし、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 11 調査委員会は、資金配分機関案件について、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに次条に定める認定を行い、資金配分機関に報告する。

(認定)

第23条 調査委員会は、通報の受付から180日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告書（以下「本調査の結果」

という。)をまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 不正の有無及び不正の内容
- (2) 不正に関与した者及びその関与の程度
- (3) 不正使用の相当額
- (4) 不正が行われていないと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か(調査結果の通知等)

第24条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者(被通報者のほか不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関案件について、前項の報告を受けたときは、通報の受付から210日以内に、当該資金配分機関に対して、本調査の結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、本調査の結果において、通報が悪意によるものである旨の認定が行われた場合は、コンプライアンス推進責任者(通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長)に本調査の結果を通知する。
- 4 第2項に関わらず、合理的な理由がある場合(第26条による再調査を行う場合を含む。)は、資金配分機関との協議により、報告の提出期限を延長することができる。この場合において、調査委員会は、本調査の中間報告を資金配分機関に提出する。
(不服申立て)

第25条 本調査の結果において不正が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 本調査の結果において、通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の不服申立ては、前条第1項の通知を受けてから30日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知するとともに、資金配分機関案件の場合は、当該資金配分機関にその旨を通知する。
- 5 最高管理責任者は、第2項の不服申立てを受けたときは、コンプライアンス推進責任者(他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長)及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関案件の場合は、当該資金配分機関にその旨を通知する。
(不服申立ての審査及び再調査)

第26条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該不服申立てに係る調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させるものとする。

- 2 調査委員会は、前項の審査において、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を最高管理責任者へ報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行うことを決定したときは、被通報者に対し、本調査の結果を覆すに足る資料の提出その他事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、前条第1項の不服申立てを受けた日から50日(前条第2項の不服申立ての場合にあっては30日)以内に、調査結果(以下「再調査の結果」という。)をまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 第24条の規定は、再調査の結果の通知に準用する。
(その他の審査手続き等)

第27条 第18条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査、不服申立ての審査及び再調査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、最高管理責任者が定

める。

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、第16条から前条までに定める調査に関与する者に準用する。

(調査結果の公表等)

第28条 最高管理責任者は、本調査の結果（第26条の再調査を行った場合は、再調査の結果を含む。以下同じ。）において、不正が行われた旨の認定が行われた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正の内容
- (3) センターが公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果において、不正が行われていない旨の認定が行われた場合は、原則として、本調査の結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合は、不正が行われていないこと、被通報者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等の本調査の結果を公表する。

- 3 最高管理責任者は、本調査の結果において、通報が悪意によるものである旨の認定が行われた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。

- 4 最高管理責任者は、前3項の場合において、本調査の結果の公表を行うときは、第25条第1項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

(認定後の措置)

第29条 最高管理責任者は、本調査の結果において、不正が行われた旨の認定が行われた場合は、第19条の規定により講じた措置を延長することができる。

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果について、不正が行われていない旨の認定が行われた場合は、第19条及び第22条第8項の規定により講じた措置その他通報に基づき講じた一切の措置を解除し、及び事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、不正が行われていないと認定された者の名誉を回復するための措置及び不利益を生じさせないための措置を講じるものとする。

- 3 前2項の場合において、最高管理責任者は、第25条の不服申立てがあったときは、前2項により講じた措置を留保するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 4 所長は、不正が行われたこと又は悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、不正を行った者又は悪意に基づく通報を行った者に対して懲戒処分等必要な措置を講じるほか、不正を行った者又は悪意に基づく通報を行った者の行為の悪質性が高いと判断した場合、刑事告訴及び民事訴訟を提起することがある。

(不利益取扱いの禁止)

第30条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、通報（通報に関する相談を含む。以下同じ。）をしたことを理由として、通報者及び相談者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、単に通報があったことをもって、被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(職員等であった者の取扱い)

第31条 職員等であった者の在職中に係る不正については、このマニュアルに準じて取り扱う。

第6章 雑則

(事務)

第32条 研究費の不正に関する事務は、研究総務室が行う。

(雑則)

第33条 このマニュアルに定めるもののほか、このマニュアルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、令和2年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。